

刈谷市一般廃棄物処理基本計画（案）
パブリックコメントの結果について

1 実施状況

- (1) 募集期間 令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）【30日間】
 (2) 意見の件数 6件（2人）
 (3) 提出方法の内訳 持参：4件（1人）、メール：2件（1人）

2 内容別意見の件数

第1章 計画策定の趣旨	件
第2章 刈谷市の地域特性	件
第3章 ごみ処理の現状と課題	2件
第4章 ごみ処理基本計画	3件
第5章 生活排水処理の現況	件
第6章 生活排水処理計画	1件

3 意見と市の考え方

◆第3章 ごみ処理の現状と課題

番号	意見	市の考え方
1	焼却残渣の熔融スラグ化を再開し、資源化率を上昇させることはできないか。	民間業者による灰の熔融処理等有効活用が見込まれることから灰熔融炉を廃止しており、今後は民間業者への委託を進めることで資源化率の向上を図りたいと考えます。
2	第3章第8節「2国・県との比較」のほか計画中で、1人1日当たり家庭系ごみ排出量の数値が同一年度で異なるのは何故か。	<p>国や県を含め、各々の目的等によって、1人1日当たり家庭系ごみ排出量の捉え方が若干異なり、図表間での比較が容易でない状態にあります。</p> <p>本市における前計画では、P.36 図表 3-31 の数値を用いていましたが、本計画においては、県の目標値と比較できるよう、県が算出で用いている P.35 図表 3-29 の数値を採用しています。P.34 図表 3-27 については、国・県と本市を比較するため、国が行なう実態調査の結果を用いています。</p> <p>家庭系ごみ排出量の算出について、具体的には図表 3-31 は（ごみ総排出量－事業系ご</p>

		み量)として数値を求めますが、図表 3-27 では、そこから(集団回収量)を差し引き、図表 3-29 では、更にそこから(生活系資源ごみ量)も差し引いています。
--	--	--

◆第4章 ごみ処理基本計画

番号	意見	市の考え方
3	愛知県の計画では1人1日当たり家庭系ごみ排出量を、基準年度の520gから令和8年度に480gまで削減する目標としているが、刈谷市では令和元年度以降、排出量にほぼ変化がなく、数値目標も508gと、愛知県の目標に対して低過ぎないか。	<p>今回の計画策定にあたっては、更なるごみの減量化と分別による資源化率の向上を目指し、様々な施策を推進することが求められるところです。</p> <p>目標年次である2035年度における「1人1日当たり家庭系ごみ排出量508g」とした目標値については、県計画における7年間で8%削減という目標値を参考に設定しました。</p>
4	焼却炉の燃焼効率を下げると言われる生ごみを分別回収して資源化し、焼却炉の燃焼効率を上げて発電量を増やし、バイオマス発電による発電量を増やすことで新電力会社の意義も増すと考える。	<p>クリーンセンターでの廃棄物焼却時に水分過多であると、焼却炉の燃焼効率及び発電効率の低下につながるため、本市では、生ごみ処理機器購入費補助事業や生ごみを堆肥化するEMぼかしの無料配布、生ごみ堆肥づくり講座を実施し、生ごみの適正な処理をお願いしているところです。</p> <p>また、発電効率を上げるには発熱量を高める必要がありますが、発熱量が上がることによって二酸化炭素排出量が増加したり、焼却炉耐火物の損耗速度も進むため、バランスのとれたごみ質を燃焼させることが重要であり、厨芥類を出す際には水切りをしっかりと行っていただくことが焼却炉の燃焼効率及び発電効率を上げることに繋がると考えます。</p> <p>いただいたバイオマス発電に関するご意見につきましては、2050年カーボンニュ</p>

		ートラルを達成するための1つの手段として、参考にさせていただきます。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅に生ごみ処理機の設置を義務付ける。 ・紙製容器包装の指定袋の材質を紙にする。 ・新聞や段ボールなどの古紙類を縛る紐を紙紐にし、小売店等の指定袋の売り場で紙紐を取り扱うように規定する。 ・収集する古紙類が雨に濡れないよう、集合住宅のごみステーションには屋根を付設するよう規定する。 	紙類の回収に関するご提案については、処理工程において、開袋し不適物を取り除く作業は不可欠であり、作業上のメリットは少ない。袋の中身を視認できない、雨天時に濡れてしまうなどのデメリットもあると認識しているところですが、いただいたご意見につきましては、今後、計画に沿った取組みを検討する際の参考にさせていただきます。

◆第6章 生活排水処理計画

番号	意見	市の考え方
6	ディスポーザーの使用を禁止する。	<p>本市では、ディスポーザー単体での使用を禁止しています。</p> <p>なお、公益社団法人日本下水道協会の製品認証を受けた、粉碎した生ごみを含む排水を処理するディスポーザー排水処理システムについては、設置できます。</p>